

## 兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定に係る兵庫地方労働審議会の意見に関する公示

### 兵庫労働局一般公示第1号

令和8年5月25日兵庫地方労働審議会から兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年6月9日までに、兵庫労働局長（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階 兵庫労働局労働基準部賃金室）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年5月25日

兵庫労働局長

金成真一

記

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定に係る兵庫地方労働審議会の意見要旨

兵庫県釣針製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者  
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
<b>糸 結 び</b> ( 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業 )	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円50銭
	チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円10銭
<b>仕 掛 け</b> ( 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業 )	キス仕掛 6~13号、3本針、2セット入	24円
	サビキ仕掛 7本針	25円
	胴突仕掛、2本針、2セット入	18円
<b>包 装</b> ( 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業 )	バラ針15本入、台紙付	3円10銭

- 4 効力発生の日 法定どおり